

次世代育成支援対策推進法に関する 学校法人北星学園 次世代育成支援対策行動計画

北星学園は、教職員が仕事と子育てを両立することができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることで、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、第Ⅰ期行動計画に引き続き、次のとおり第Ⅱ期行動計画を策定します。

次世代育成支援対策行動計画【第Ⅱ期】

計画期間

2010（平成22）年4月1日から2015（平成27）年3月31日までの5年間

内容

目標1. 男性の育児休職取得促進の広報を進めること

〈対策〉男性職員が育児に参加するために、育児休職のみならず様々な制度の利用を学内広報等により呼び掛ける。

目標2. 子の出生時における父親の休暇取得を促進すること

〈対策〉出産日から1か月以内に随時取得可能な慶弔休暇「配偶者の出産3日」の日数増を検討する。

目標3. 育児休職を取得しやすく、現場復帰しやすい環境の整備を行うこと

〈対策〉職場との断絶感を防ぐため、育児休職取得者に対して学内広報等を配布するなど、学内動向の周知を怠らないように努める。

目標4. 3歳以上の子どもを育てる職員の勤務時間を検討すること

〈対策〉「3歳に満たない子の養育と要介護状態にある家族を介護する職員」としている「始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度」について、子の年齢要件緩和を検討する。

目標5. 職員の年休取得日数を促進すること

〈対策〉年次休暇の取得日数には個人差があることから、各事業所において年次休暇の取得環境を整備し、個人差を縮めるよう図っていく。（自宅研修等が認められている教育職員を除く）